

周南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

周南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成26年周南市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項中「(省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項の表中「前項」を「第1項」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当

する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)</u>第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。))から起算して5年を経過した者)にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定</p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。))第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)</u>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、<u>省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。))から起算して5年を経過した者)にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)</u>をい</p>

現行	改正案								
<p>する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p>	<p>う。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認める</u>ときは、<u>複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。</u>この場合において、<u>当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="145 1193 694 1316">担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th data-bbox="694 1193 1120 1316">人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="145 1316 694 1391">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="694 1316 1120 1391">前項各号に掲げる者のう</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のう	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 1193 1695 1316">担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th data-bbox="1695 1193 2128 1316">人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 1316 1695 1391">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="1695 1316 2128 1391">第1項各号に掲げる者の</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者の
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準								
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のう								
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準								
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者の								

現行		改正案	
	ちから 1 人又は 2 人		うちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人	おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の第 1 項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人